平成２２年（フ）第３９５号
和歌山市布施屋353番地
債務者　磯部　幹夫
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２５８号
香川県さぬき市志度360番地２ハイツ宝Ｃ205号室
債務者　石原　由紀
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４４７号
名古屋市守山区茶臼前17番16号
債務者　近藤　　淳
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９６２号
愛知県知多市日長字穴田58番地の90
債務者　小原　義孝
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４１０号
名古屋市瑞穂区鍵田町２丁目９番地　ニューコーポタミヤ203号
債務者　橋本　吉彦
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７９５号
名古屋市中村区森末町１丁目25番地の１　伸和荘１階Ａ号
債務者　諏訪　義経
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７号
福岡県みやま市山川町立山1000番地４
債務者　井手　光世
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
北海道余市郡余市町朝日町76番地28、前住所札幌市手稲区前田４条12丁目２番２号　コーポ掛作Ａ―102号
債務者　本間三千穂
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１４２号
北海道小樽市奥沢１丁目11番11号　コーポ桂202、前住所北海道小樽市緑２丁目12番７号
債務者　近江久美子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１４９号
北海道苫小牧市桜木町１丁目６番１号　レオパレス桜木Ⅱ108
債務者　高橋　優太
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第４４３号
仙台市青葉区東勝山１丁目23番２号
債務者　松田ひろみ
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９０５号
仙台市泉区山の寺２丁目26番28号　メゾン・ド・ソレイユ102
債務者　岩倉　稔博
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９３２号
宮城県黒川郡富谷町とちの木１丁目21番５号
債務者　岩倉　　博
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９３３号
宮城県黒川郡富谷町とちの木１丁目21番５号
債務者　岩倉ユウ子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９４３号
仙台市泉区南光台１丁目52番19号
債務者　山口　純子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
宮城県東松島市大曲字堺堀174番地14　ハピネス亀川田101、前住所宮城県石巻市広渕字馬場屋敷88番地５
債務者　千葉　卓志
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
宮城県東松島市矢本字沼南72番地　市営立沼住宅１号室、前住所宮城県塩竈市新浜町２丁目14番14号　ニューシティー新浜Ｄ号
債務者　佐藤　秋夫
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係